

事務連絡
令和5年5月1日

各都道府県スポーツ施設主管課長
各指定都市スポーツ施設主管課長 殿

スポーツ庁参事官（地域振興担当）

社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドラインの廃止について（周知）

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第44条の2第3項の規定に基づき、厚生労働大臣から、令和5年5月7日をもって同法の新型インフルエンザ等感染症と認められなくなる旨が公表され、これに伴い、同月8日に同法の5類感染症に位置付けられることとなりました。

また、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）についても、令和5年5月8日に廃止となります（令和5年4月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）。

これに伴い、「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（令和5年3月13日改定）」についても、令和5年5月8日をもって廃止とします。

このことについて、都道府県におかれては、域内の市区町村（指定都市を除く）へ周知徹底を図られるようお願いいたします。

【本件担当】スポーツ庁参事官（地域振興担当）付
施設企画係長 井上

T E L : 03-5253-4111（内線3773）

E-mail : stiiki@mext.go.jp